

法改正情報のご案内

2024年4月の介護保険法などの改定に伴い、小社刊『この1冊で合格! 馬淵敦士のケアマネ テキスト&問題集』の掲載している内容について、以下にお知らせします。学習に際してご活用ください。

おもなページ	内容
48	介護給付の施設サービスは、4つから 3つ に変更（介護医療型医療施設が2024年3月で廃止）
52、53	みなし指定に 訪問リハビリテーション が追加 ※練習問題18の解答も 2,3,4の3つ に変更
64	第1号被保険者の保険料は、9段階から 13 段階に変更 細分化した場合は、10段階から 14 段階に変更
100	居宅サービス計画に関するモニタリングについて、利用者の居宅を訪問は 不要 となり、居宅サービスが適切に行われているかの確認等は月1回の 面接（2月に1回は訪問での面接） で行うことに変更。 介護予防サービス計画は、3月に1回の 面接（6月に1回は訪問での面接） での確認に変更。
101	表「モニタリングのポイント」の「●訪問・面接と記録の頻度」の①②の内容を以下に変更。 ①少なくとも月に1回、利用者に面接すること。 ②①の規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。 (1)テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。 (2)サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 (i)利用者の心身の状況が安定していること。 (ii)利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 (iii)介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること 「●主治医等の情報提供」 主治の医師若しくは歯科医師は、 主治の医師等 に変更。
102	介護支援専門1人あたりの利用者の担当数は、35人から 44 人に変更（ ただし、要支援者は3分の1でカウント ）。 1事業所で介護支援専門員の増員が必要になるのは、36人以上から 45 人以上に変更。 介護予防支援事業者の呼び名は、 地域包括支援センターの設置者が指定を受けて行う介護予防支援事業者 に変更（原則、ほかのページも含む）。
103	兼務は、「同一敷地内がない、ほかの事業所の場合はできない」という規定は 削除 。
107	表「2024年3月まで「努力義務」である「運営基準」」は、 義務 に変更され、上の「 運営基準（2）の表 」と同じ扱いに変更。
226、227	販売対応の品目は、6つから 9 つに変更。以下が 追加 。 ⑦スロープ（固定式のもの）⑧歩行器（脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器）⑨歩行補助つえ（カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、ブラットホームクラッチ及び多点杖）が追加。

おもなページ	内容
227	<p>一番下の表「福祉用具貸与・特定福祉用具販売の運営基準」の「計画の作成」の①②を以下に変更。</p> <p>①利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。</p> <p>②福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行う。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行う。</p>
240	<p>協力病院の表記は協力医療機関等におおむね変更。</p>
241	<p>表「施設サービス・運営基準の共通事項はこれだ！」の「協力病院等」の内容は、以下に変更。</p> <p>入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、下記の要件を満たす協力医療機関を定めておかななければならない。</p> <p>①入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること</p> <p>②施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</p> <p>③入所者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること</p> <p>また、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、施設に係る指定を行った都道府県知事等に届け出なければならない。</p>
249	<p>表「介護給付と訓練等給付のサービス概要」の訓練等給付に就労選択支援が追加。</p>